

## 1 年金改正への基本視点

公的年金制度は、医療保険や福祉制度とならんで、21世紀の日本がめざすべき「高度福祉社会」の基盤をなす社会保障制度の重要な構成部分であり、高齢社会を憂いなく迎え、すごすための暮らしの基礎となるものである。

国の財政悪化や少子高齢化を理由にして社会保障制度の縮小再編を主張する動きが強い。国際競争力を理由にした社会保障の削減の主張もある。社会保障のための負担を「捨て金」のようにみなす風潮も強まっている。財政構造改革法は社会保障関係予算の大幅な抑制を強いている。

高齢化が進むなか、全体としての負担増は避けられない。だが、公的負担を削減してそれを私的負担に切り替えるだけでは、社会保障の機能は弱まりこそすれ強まることはない。社会保障の充実こそ、活力ある高齢社会の基盤であり、新しい経済社会の姿・暮らし方・働き方を可能にする条件である。年金をはじめ社会保障の基盤は、経済活動にある。その意味で年金制度は、現在から将来への経済成長を阻害する要因を内包してはならない。同時に年金制度は、これまでに幾度も遭遇したインフレのような攪乱要因に耐えるものでなければならない。来る年金改正に向けて、まずこの点を確認する。

わが国の公的年金制度が本格的な内容を備えるに至ったのは「福祉元年」と呼ばれた1973年の大改正であり、多くの民間労働者にとって公的年金が老後生活の柱といえるまでに成熟をとげたのはようやく近年のことである。だが今、この年金制度に対してさまざまな不満・不安・不信が渦巻いている。若い世代や自営業者のあいだには公的年金に対する不信が強まっており、高齢者には不安がつのっている。また女性と年金の問題が多面的な議論を呼んでいる。なかでも基礎年金制度については、自営業者など第一号被保険者の保険料未納による「空洞化」とその影響や、いわゆる「専業主婦」の第三号被保険者のあり方など、多くの課題が目白押しである。次期改正に当たっては、21世紀に向けてこうした不満と不安と不信を取り除く方向をはっきり示すことが特に重要である。

厚生省は昨年末、『5つの選択肢』なるものを一方的に発表した。それは、わが国公的年金制度の含む問題を全体として検討しあるべき方向を提起したのではなく、被用者年金の「給付と負担」だけを取り出した試算例を「選択肢」と名付けたもので、「現行水準を維持するなら高額な負担」という脅迫的な枠組みのもと、年金議論を制度全体のあり方よりも給付削減へ誘導しようとするものにほかならない。それは、厚生省当局の意図がどこに

あれ、国民の間に深まっている「年金不信」をいっそう増幅する結果となった。わが国公的年金制度の将来展望は、「給付と負担」の機械的な試算結果のなかにはなく、制度の構造的な欠陥を明らかにしそれを克服する努力によって示されねばならない。

連合は、97～98年度の「政策制度要求と提言」で、「基礎年金と報酬比例年金からなる現行制度の枠組みを維持し、退職後の所得保障の柱として公正で長期的に安定した制度としていく」ことを確認した。この確認を出発点にした討議の論点をまとめれば次の通りである。

公的年金は、老後の生計費の基本部分を保障するに足る水準を確保すること  
現役労働者の賃金水準と老齢年金受給者の年金水準との適正なバランスを維持すること  
60歳代前半の雇用と年金受給開始との柔軟な接続を確保すること  
世代間の支え合いを基本とした財政方式を維持すること  
将来世代の負担を可能な限り抑制すること  
国民皆年金の精神に立ち、無年金者の発生を防ぐこと  
社会保険のもつ所得再配分機能を維持・強化すること  
以上を基本として来年の年金制度改正に取り組む。

## 2 公的年金制度と世代間連帯

現在の年金制度は、労使が拠出する保険料に公費負担を加えたものが今の年金給付の原資となる、いわゆる「賦課方式」が基本になっている。これに対して、保険料を積み立てて将来の年金給付の原資とする、いわゆる「積立方式」への転換が、民営化を含めて提起されている。「350兆円の年金債務」ということが指摘されるが、これは財政赤字とはちがって、現在の厚生年金を完全積立方式とみなした場合の仮定の数字であり、賦課方式としての年金財政は今、過剰な積立金を持つ黒字状態にある。

連合は、次の理由から、積立方式への転換は困難だと考える。  
積立方式では、将来起こりうるインフレに耐久性をもてない、  
積立方式に転換する際に、「二重の負担」が発生し、保険料の大幅な引き上げが必要となる、  
巨額の積立金の長期にわたる安全確実な運用というコストを要する、  
インフレによる減価や運用収益の低下を保険料の追加引き上げで埋め合わせるなら、不透明な賦課方式となる、

上のような難点は、賦課方式を基本とする財政方式では回避することができる。人口構成の急速な高齢化がこの財政方式に大きな困難を呼んでいることはたしかである。だが、

労働生産性の上昇は一人あたり産出額を引き上げて人口構成の変化を埋め合わせる方向に働く。高齢者や女性の就業率が高まれば、受給者と被保険者の比率も改善する。前回改正で合意されたように、公費負担の適切な引き上げをはかることも必要である。育児に対する支援策の強化など、進行する少子化傾向に歯止めをかけることも課題である。年金制度の将来は、こうした諸要素全体のなかで考えていかなければならない。

これまで労働者は、税・社会保険料などの公的負担に加えて、老親の扶養や住宅の確保、その他多くの負担を私的に負ってきた。この負担の構成は世代によって変わる。今の公的年金は世代間連帯であり「社会化された仕送り」である。これを踏まえて、引き続き賦課方式を維持することが将来の年金制度の安定のためにぜひとも必要である。

厚生年金は、将来世代の負担を抑えるためという理由で保険料を前倒しで引き上げ、巨額の積立金を積んできた。だがこれが将来世代の負担軽減につながる確実な保証はない。現在の労使が必要以上の保険料を課されていることのマイナス面、その管理運用コストなどを考え合せて年金積立金のあり方と保険料水準を見直すことが、特に重要である。

前回改正では、将来の年金保険料の負担上限を「30%」とすることで合意した。その後の少子化の進行により、同じ給付水準を維持すれば35%近くに上昇するものと推計されている。これでは将来世代の負担が高くなりすぎるのでさらに給付を切り下げるほかないという声が強まっている。他方、こうした将来水準の切り下げ予想が若い世代の間の年金不信をいっそう強めている。だが、こうした将来負担の数字自体がいくつもの仮定に立った推計値である。必要な年金水準を確保しながら、負担を抑制する工夫が必要とされている。

公的年金を切り下げても企業年金で補完すればよいとの主張がある。だが、厚生年金基金と税制適格年金を合せても、その適用を受けるのは厚生年金に加入する民間労働者の半分にすぎない。残る半分の労働者にとっては公的年金がすべてである。また企業年金そのものが今や見直しの時代を迎えている。この事実を踏まえて公的年金の水準を考えることが必要である。

### 3 老齢年金の給付と負担

#### (1) 生計費の「基本部分」の考え方

老齢年金は、老後の生計費の基本部分を保障するに足る給付水準を確保することが必要である。これに満たない水準の年金では、負担を求める理由を欠くことにもなる。ここで「基本部分」として想定されるのは、次のような範囲である。

- 「最低生計費（衣食住）」＋「税・社会保険料負担＋医療費（含、その交通費）」
- ＋「基本交通・通信費（電話、手紙、近所の交通費等）」
- ＋「基本教養娯楽費（新聞、ラジオ・テレビ、若干の書籍代等）」

+ 「基本交際費（親族・友人などどうしても欠かせない冠婚葬祭費等）」

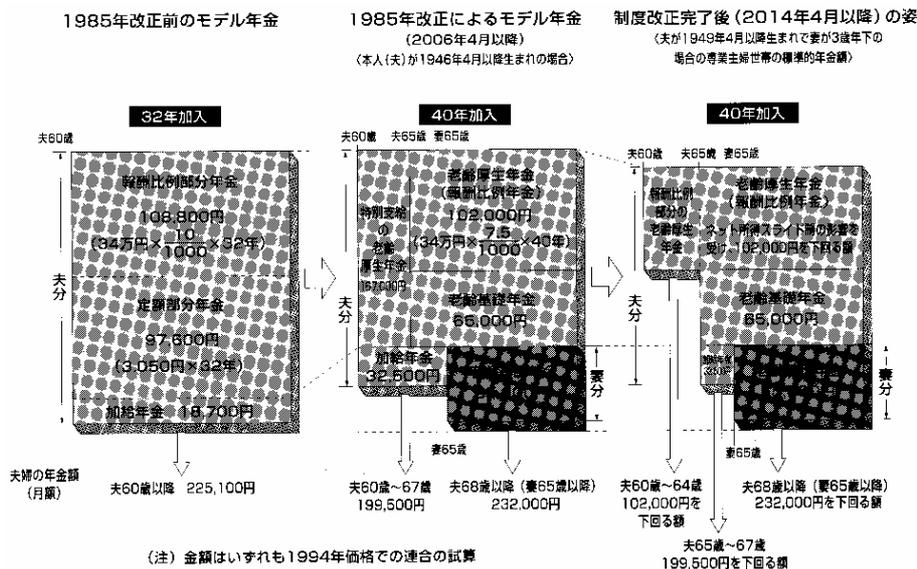
つつましく暮せるだけの水準である（この「基本部分」を超える支出は、自助努力の課題となる。

## （２）現在の制度での将来年金水準

### 切り下げられつつある給付とその到達点

年金水準は現在、1985年の大改正で2006年まで経過的に切り下げられつつある。また前回改正で、60～64歳の特別支給のうちの「定額」部分は、男子は2001年から女子は2006年からそれぞれ12年かけて支給開始年齢が徐々に引き上げられ、廃止される。給付水準、支給開始年齢両面での給付切り下げ措置は、男子2013年、女子は2018年に完結する。この制度成熟時での水準を「専業主婦」世帯の夫婦でみると、夫婦ふたりとも65歳に達した時に、40年加入モデルで約23万円（現在価格）、単身者では65歳で約16万5千円となる。これは40年加入という理論上の上限値である。今回の制度改正では、これをさらに切り下げることが話題になっている。だが、上の「基本部分」をカバーする観点からみて、2006年に到達するこの水準を特に高すぎるということはできない。（図1）

図1 制度改正と給付水準の推移



### 現役賃金と比べた老齢年金の水準

現役労働者の賃金に比較した年金水準がもうひとつの問題になる。前回改正では、額面賃金スライドを可処分所得スライドに変更した。これによって現役の手取りの平均賃金に対するモデル年金の水準は6割強となる。2000年度に発足予定の介護保険など年金受給者の税・社会保険料負担もこれから増える。年金も手取りで比較すれば、夫婦合せて現役

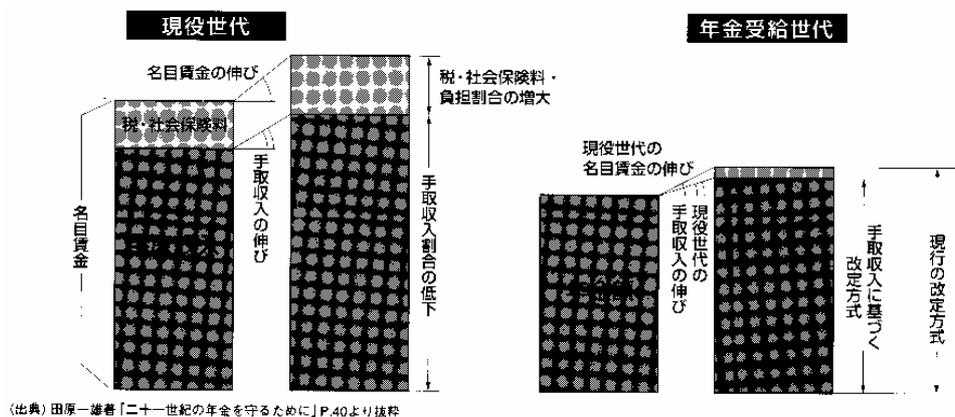
男子の手取り賃金に比べて5割台になると見込まれる。これまた特に高すぎるということとはできない。単身者の年金水準はこれをさらに下回る。これから単身高齢者が増えることを考えれば、夫婦二人モデルと併せて、単身者年金の水準をも見定めておかなければならない。

### (3) スライド制について

#### 可処分所得スライドの意義

前回改正は、賃金スライドの方法を、賃金総額ベースから手取り賃金ベースへ変更した(可処分所得スライド)。年金水準を現役労働者の賃金と比較するには、税・社会保険料負担を差し引いた手取り賃金と比較することが必要であり、そのために「可処分所得スライド」への転換はひとつの前進であった。だが、前回改正は、現役賃金を手取りとしながら比較される年金は総額においている点、なお不徹底である。退職者もまた健康保険料などを納めており、近々公的介護保険の保険料も年金から差し引かれる。可処分所得スライドを真に活かすには、年金もまた手取りで比較することが必要である。

手取り賃金と手取り年金の比率を一定とすると、高齢者比率が高まり現役世代の負担が増えれば、年金はそれを差し引いた手取り賃金の伸びによって制約される(図2)。これは、人口構造の変化への対応を制度のなかに織り込んだことを意味するものである。



(出典) 田原一雄著「二十一世紀の年金を守るために」P.40より抜粋

#### 賃金スライド停止よりも高額所得者への給付制限

年金水準のいっそうの切り下げを目的に、賃金スライドを停止して物価スライドだけにするのが提案されている。この方式を採用すれば、将来の年金は現役賃金に対して下がり続けることとなる。実際の厚生年金受給額にかなりの格差があるなかで賃金スライドを停止すれば、年金額の高い人も低い人も同率で切り下げられることになる。このような措置は明らかに不適切である。社会的公正の観点からは、年金以外に高額収入を持つ高額所得者に対する給付制限措置をまず考えるべきである。

#### 「従前額保障」のまやかし

厚生省は、水準切り下げに対応する調整のため、既裁定者の年金に対して賃金スライド

だけでなく物価スライドをも停止する水準調整措置を導入しようとしている。これは、既裁定年金の実質減価をもたらす重大な措置といわなければならない。これを「従前額保障」と称してあたかも年金水準そのものは変わらないかのように表現するのはまったくのまやかしである。

#### (4) 負担のあり方とその水準

現行制度の予定負担を目安に

前回改正で前提とされた、最終保険料率「30%」は、今後の負担を考える上での一応の目安である。保険料の算定を現在の「標準報酬月額」制から「総報酬制」に換える場合には、年収に対する実際の負抑率を同一とするよう、保険料率を引き下げなければならない。

世代による負担構造の変化

年金の負担を考える上で重視しなければならないのは、年金保険料以外の負担である。それらを含めた負担全体の姿は、世代によって大きく異なるからである。現在の年金受給世代は、年金保険料は低額ですんだが、親の世代に年金がなかったため老親を私的に扶養するという大きな負担を負った。“団塊の世代”は年金制度の確立により親の扶養義務からは解放されたが、石油危機などの価格暴騰のため住宅取得に大きな負担を負った。その子の世代は親の扶養義務だけでなく、住宅ストックの充実や相続により住宅に関する負担も軽減されている。その分、社会保障の負担が増える。こうした負担構造の変化を考慮せずに年金保険料と受給額との比較だけを取り出して「給付と負担」のアンバランスを語るのはまったく一面的である。

保険料の引き上げ抑制

今後の保険料負担の上昇を抑えるため、次のような措置を導入する。

- 基礎年金の給付に対する困庫負担の割合を、前回改正の合意どおり、現在の3分の1から2分の1へ引き上げる。将来は基礎年金の税方式への転換をめざす。
- 年々の年金給付に必要な額以上に保険料を引き上げている「段階保険料方式」を見直し、積立金の取崩しを含めて保険料の引き上げを抑える。
- 公的年金の役割を踏まえ、高額所得者に対する給付に制限を加える。
- 予想される高齢化のピークに向けて、高齢者や女性の就業環境を改善し、社会保険の適用対象を拡大して、年金受給者に対する被保険者の割合を高める。

その他の措置

これらの負担抑制措置に加えて、育児の社会的支援をはじめとする少子化対策を充実し、将来の保険料負担を担う世代の育成を進めることが重要である。中心になる課題は、出産・育児に対する社会的な支援措置を強化することである。労働条件の男女平等を進めるとともに、男女の協力で仕事と家庭の両立を実現できる労働時間短縮と働き方の見直しを進めることがもうひとつの課題である。この時短促進はまた、現役世代の生活にゆとりを確保

し、いわゆる「健康寿命」を伸ばして、高齢になっても元気で働ける人の割合を高め、高齢者雇用の拡大と医療保険財政改善の双方を達成することにより、社会保障全体の改善をはかる基礎条件でもある。

#### 料率の毎年改定

厚生年金の保険料率は、これまでおよそ5年ごとに引き上げられてきた。こうした方法では保険料率引き上げの年には手取り賃金が減ることも起こる。今回はこれに対する緩和措置がとられたが、それでも97年の医療保険の負担増が加わったためこれが現実のものとなった。他方で給付の物価スライドは原則毎年実施されている。可処分所得スライドに移行したのだから、保険料率の引き上げも毎年小刻みに実施するよう改めるべきである。物価スライドのほうを何年か一度にするという「ゾーン方式」の導入は、これに逆行するものである。

#### 負担増の抑制で経済活力を確保

公的年金の将来は経済成長に基本的に左右される。経済活動の活性化が今後の社会保障の基盤である。今後の保険料負担の増加を抑えることにより、労働者家計の消費活動と企業の投資行動の拡大を支え、わが国経済の潜在力を発揮することができる。他方、社会保障の充実で老後不安を緩和し、安心して働き続けられる環境を確保することが、経済活力の基礎条件である。不要な負担は削減し、必要な負担は労使で担うこと、これを基本としなければならない。

#### 「総報酬制」と給付設計

標準報酬月額を賦課ベースとする現在の保険料負担方式は、一時金の大小によって実効負担率に違いを生んでいる。一時金の比率が高いほど実効負担率は低く、逆ならば高くなる。年収に占める一時金の比率のバラつきが広がっている近年、この開きも大きくなっている。負担の総額を一定とすれば、賦課ベースを月収から年収に切り替える「総報酬制」の導入は、「負担の公平」の観点から必要な措置である。一時金のないパートタイム労働者や派遣労働者、年俸制労働者などを考えればこの「公平」問題はいっそう重要である。他方、賦課ベースを拡大すると年金支給額の格差も広がる。年金の平均支給水準が切り下げられれば、低額層の年金水準は二重に下がることになる。現在の標準報酬月額表では、年金と健康保険で上限に大きな差があることも考慮し、年金保険料の賦課上限を適切に引き上げること課題である。それも含め、報酬に応じて給付乗率を逡減させるなど、総報酬制への転換にあたっては給付設計の適切なあり方を、税制とも合わせて検討しなければならない。

#### 4 雇用と年金の接続と支給開始年齢

## (1)支給開始年齢引上げへの動き

老齢年金は退職後の所得保障の柱であり、雇用と年金とのあいだに空隙が生れてはその役割を果たすことができない。何歳から年金が支給されるかは、給付と負担の問題に劣らず重要である。

前回改正では、60～65歳の間の特別支給のうち「定額部分」の支給開始年齢を順次引き上げて2013年には廃止することとされた。残された「報酬比例部分」は「部分年金」と呼ばれる。厚生省は、さらに支給開始年齢を引き上げる方向で、次のような施策を検討している。

基礎年金の支給開始年齢の65歳から67歳への引き上げ

特別支給の「定額部分」の支給開始年齢引き上げ計画の前倒し

特別支給の「報酬比例部分」の支給開始年齢の引き上げ

また労働省はこれに対応するかのよう、「65歳現役社会」を掲げて、「65歳定年制」の一般化を提唱している。だが、すべての労働者に65歳までフルタイムで働くように強制する制度を受け入れることができるだろうか。

たしかにわが国の平均寿命は目覚しく伸びた。だが他方、元気で働ける「健康寿命」はそれに応じて伸びていないどころか、近年むしろ短くなっているという説さえある。また経営側の雇用政策は、高齢者雇用を促進するどころか、むしろ中高年や高齢者を排除する動きを強めている。こうした状況下で支給開始年齢をさらに引き上げるような措置は、とうてい受け入れがたいものである。

支給開始年齢の引き上げに向けて、先進国ではフランス以外は65歳、アメリカはさらに67歳への引き上げを決めたなどと、諸外国の例が引かれる。だが、それらの国の労働者の実際の引退年齢は、こうした制度年齢より早く、62～63歳前後に集中しており、60歳代前半層の就業率はわが国より低い。それは、適切な減額率で前倒し受給ができるためである。アメリカでは数理計算にもとづき80%、ドイツでは政策的配慮を加えて90%、それに対してわが国では、65歳で全額支給開始となる基礎年金を60歳から受給すれば、58%にも大幅に減額される。これは40年近くも前（国民年金発足時）の平均寿命で計算したものを今もそのまま使っているためである。その後の長寿化に対応してこの減額率を適正なものに改めることは、前回改正から残されている課題のひとつである。

## (2)雇用と年金に多様な選択肢を

連合は、わが国労働者の一般的な健康水準と労働実態、ならびに多数の労働者の切実な希望を踏まえて、60歳からの年金受給権の確保を基盤として、60歳代前半層の雇用と年金の多様な接続により引退年齢を労働者が選択できるシステムの確立を要求する。その具

体的な内容は次のとおりである。

- 特別支給「報酬比例部分」の60歳支給開始を維持すること
- 基礎年金の前倒し受給の減額率を適正化すること
- 適切な職場・職種については、65歳定年制を確立すること
- 特に希望の多い短時間就労（少日数勤務を含む）の機会を開発すること
- 働きたくとも働くことが困難な場合は、60歳から満額年金を支給すること
- 就労期間が45年に達する場合には満額年金を支給すること

これらにより、労働者は60歳代の働き方と引退時点を、それぞれの事情に応じて選択することができる。上の 、 は雇用政策の課題であるが、年金制度もまたこれらに対応した内容を持つことが必要である。 は、特別支給の定額部分の支給開始年齢を順次引き上げて2013年には廃止することを決めた前回改正で特例的に確保されたが、見直しの圧力が働いている。 の具体的な見直し案は、次項「基礎年金制度と年金の一元化」のなかで提起する。

### (3) 在職老齢年金制度の矛盾

65歳までの就労者に適用される「在職老齢年金」制度は、低賃金を補うという当初の目的とは裏腹に、低賃金を固定化するものに変質してきた。わずかでも収入があれば無条件に2割カットする今の制度はまったく理不尽というほかない。また、「年金」があることを理由とした低賃金という実態は、この「年金」が実は賃金補填の役割を果たしていることを意味する。逼迫が語られる年金財政を賃金補填に流用するのは制度の濫用であり、そうした濫用を許しているのは制度の欠陥である。さらにまた、就労時間が通常労働者の4分の3未満であったり、年金以外の収入があるため就労しない場合は、被保険者とならずに満額年金を受給できるなど、現行制度の矛盾は見過ごしにできないものとなっている。にもかかわらず厚生省は、こうした矛盾を解決するどころか、逆に65歳以上にまでこの制度を拡張すること（85年以前の「高存老」の再導入）を企図している。

連合は、このような実態を全面的に見直し、高額所得者の年金支給に対する制限措置を導入することなどの改革措置をとることを要求する。

### (4) 在職老齢年金制度の見直しと高額所得者の年金支給の制限

「なだらかな引退」のため、高齢者の短時間就労の促進と整合するよう、被保険者資格に関わる労働時間・日数の要件を見直すことが必要である。また、厚生年金の被保険者であることをもって無条件に給付を2割削減する措置をただちに廃止するとともに、60歳以上の被保険者に対する給付削減は、大幅に緩和すべきである。

他方、老齢年金を「退職後の所得保障」と考えるなら、年金以外に高額の所得を持つ者に対して年金支給を制限することは決して不当ではない。本来こうした措置は、税制面で行なわれるのが正当な方法である。だが、今日のわが国の不公正な税制が直ちに是正される望みが薄い段階では、次善の策として年金での調整を考えなければならない。この事情を踏まえて、次の改革を提案する。

被保険者資格の労働時間要件を、通常労働者に対して現行の4分の3から2分の1へ引き下げること

年金以外の収入を可能なかぎり補捉し、年間総収入にもとづき支給を制限すること（具体的には、年収総額が600万円を越えるあたりから順次年金支給を削減し、年収1000万円で全額停止とする）

#### (5)医療・福祉施設入所者の年金

年金受給者が病院に入院したり特別養護老人ホームなどの福祉施設に入った場合、生活費相当分が現物支給される。この時老齢年金が全額支給されれば、入所者は福祉・社会保障制度から生活費を二重に支給されることになる。医療・福祉施設に入っている受給者については、年金をそれらの費用支払いに優先的に当てる措置を考えるべきである。

## 5 基礎年金制度の改革と年金の一元化

### (1)基礎年金制度の問題点

1985年改正で「国民皆年金・公的年金の一元化」を旗印に導入された現在の基礎年金は、いくつもの問題点を露呈しながら危機を深めている。その制度的な見直しは、わが国年金制度の将来を考える上で避けて通ることのできない大きな課題である。この課題をあいまいにしたまま将来の年金制度の「選択」などを語ることはできない。

基礎年金制度の現状で、特に大きい問題は次の点である。

まず、自営業者を中心とする第一号被保険者のなかに、未登録・滞納・保険料免除など保険料未納者が増加してすでに3割を越え、「国民皆年金」は事実として空語になっていることである。この第一号被保険者の保険料納入の欠落分を、まじめに保険料を払っている第一号被保険者と自動徴収の第二号被保険者が余計に負担して補填している。この現実には明らかに不当である。自主納付のために生ずるこの未納率の低下はまた、第一号の保険料徴収コストの異常な上昇を招いており、自治体や社会保険事務所の徴収係に過大な労苦をもたらしている。「女性の年金権確立」を旗印に導入された第三号被保険者（被用者の被扶養配偶者）について、第二号の女性被保険者を中心に異義を唱える声が強まっている。

「収入のない者から保険料は取れない」としながら、「配偶者」以外の無収入の家族には自営業者と同じ定額保険料が適用されている。さらにまた、旧国民年金制度を引き継いで 20 歳から 60 歳まで 40 年間加入して 65 歳から支給を開始する制度は、20 歳未満で就職し、あるいは 60 歳すぎまで働く労働者のライフサイクルにまったく適合していない。

こうした問題点は、現在の基礎年金制度が旧国民年金の財政破綻を回避するための財政調整を目的に導入されたその根本に起因する矛盾である。この矛盾は、普遍主義の立場に立った真の基礎年金制度を創出するか、あるいは国民年金と被用者年金とをもう一度制度的に分離するか、いずれかの方法による以外解決できない。

連合は、国民皆年金の立場から、すべての国民を差別なく対象とする普遍主義に立った真の基礎年金制度の創出をめざす。だが政府がこの方向に立った制度改正を進めず、第一号被保険者の保険料未納に起因する被用者グループの過剰負担が増え続ける現状を放置するのであれば、国民年金グループと被用者グループとの制度的分離を提起せざるをえない。

## (2) 真の基礎年金制度は税方式

連合は、全国民を差別なく対象とする普遍主義原則にもとづく真の基礎年金制度を求める。こうした普遍主義原則にもとづく制度を確立しようとするれば、自主納付の制度では無理であり、税によることが本道である。基礎年金の財源を保険料から税に転換すれば、上に数えた制度的矛盾は基本的に解決される。以上の理由から連合は、財源を税とする基礎年金制度の抜本的な再編成を主張していく。

他方、基礎年金全額をまかなうに足る間接税の導入が大きな抵抗を呼ぶ可能性があるほか、税方式への転換に当たって発生しうる不公平の解消策が問題になる。また、現在の状況では、報酬比例部分（二階）だけとなった年金保険制度は、いっそう強い民営化圧力にさらされる危険も大きい。さらに、年金財政の変動に対応した税率の変更は、現在のわが国の政治システムのなかでは常に政争の具とされる危険を孕んでいる。われわれはそうした実例を公務員賃金の改定で体験してきた。年金を「第二の人勤」とするわけにはいかない。また税による給付には、対象の制限がつきものとの常識もある。年金を「第二の生活保護」とすることも許されない。これらの隘路を克服することは、税方式への転換を具体化する上での大きな課題である。

財源を間接税とすると、税方式への転換に伴って労使負担割合の変化が生ずる。間接税は労働者にはあまねく負担としてかかるのに対し、企業の間接税負担は相対的に小さいからである。この労働分配率の低下は、法人税の適正化によって是正されなければならない。その税収は年金財政に直接繰り入れられるか、あるいは少子化対策など福祉・社会保障全体の改善に充てられるべきである。

## (3) 当面の改善策

税方式への転換を展望しつつ、当面次期改正にあたっては、次を重点に現行制度の改善をはかる。第三号被保険者制度については、次項「女性と年金」で別途整理する。

#### 公費負担割合の引き上げ

現在 3 分の 1 となっている基礎年金給付額の公費負担割合を、前回改正時の審議会合意と国会付帯決議にもとづき、2 分の 1 に引き上げる。これにより、自主納付グループの保険料未納からくる第二号被保険者の過剰負担を是正するとともに、保険料引き上げの抑制をはかる。この引き上げには 97 年度価格で約 2 兆円（消費税なら 1%弱）の財源が必要である。このため、前回改正合意を凍結した 97 年 6 月の閣議決定を撤回し、財政構造改革法の社会保障関係予算の抑制措置を見直す。

#### 保険料未納者対策の強化

自主納付となっている第一号被保険者に対しては、年金手帳と年金保険料の納付証明を国健康保険証や運転免許証、パスポートなどの更新・発行の条件とする。

#### 加入年齢規制の弾力化

旧国民年金制度を引き継いだ「20 歳～60 歳」加入という年齢規制を弾力化し、被用者については年齢にかかわらず就業と同時に加入とし、保険料納入期間に比例して給付額を加算することとする。

#### 前倒し受給の減額率の適正化

現在 60 歳から前倒し受給するときの減額率は、国民年金制度が発足した昭和 36 年当時の生命表によって、42%もの高率となっている。その後の長寿化を考えればこれはあまりに大きな減額である。直近の生命表に準拠しつつ、健康上の理由で早期引退を余儀なくされる労働者の医療費負担等をも考慮して、この減額率を 20%程度に圧縮することが必要である（受給開始を遅らせるときの増額率も見直すことは当然である）。

減額率の見直しと併せて、実際の減額措置は年単位ではなく月単位とすることが必要である。

誕生月に請求しないと損をするような制度は合理的ではない。併給が停止された雇用保険（高齢者の多くは 300 日）の受給との接続からみても、年単位では不合理である。

### (4) 公的年金の一元化

社会保障は社会の全員が助け合うシステムであり、公的年金も、全勤労者について同じ負担・同じ給付を保障するのが本来の姿である。職域や職業で差がある今の分立した諸制度を一元化することは、わが国公的年金制度の基本課題のひとつである。1984 年の閣議決定は、公的年金全体の給付・負担・業務の一元化を 1995 年を目途に完了するとの目標を立てた。

85 年改正で「公的年金の一元化の第一段階」として導入された基礎年金制度は、旧国民

年金と被用者年金との財政調整制度にすぎず、旧国民年金グループ（第一号被保険者）の保険料未納が拡大して「一元化」から程遠い実情にある。また、前回改正のひとつの焦点となった被用者年金の報酬比例年金の統合は、民営化された旧三公社が厚生年金に競合されたものの、公務員共済を含む全的「一元化」は繰り延べられている。パートタイム労働者など社会保険が適用されない労働者の拡大は、被用者年金の空洞化とっていい現実である。また、厚生年金基金の「代行」制度も、被用者年金の一元化という観点からみれば逆行するものにほかならない。

全被用者年金の一元化に向けて、被保険者代表が参加する場で徹底した情報公開のもとに検討を進め、結論を得るべく取り組むことが必要である。

## 6 女性と年金

### (1) 問題の所在

年金制度を「女性」という切り口でみるとさまざまな問題がある。特に次の問題が話題にのぼっている。

被用者の「専業主婦」を対象とする、「第三号被保険者」のあり方

それとの関連で、パートタイム労働者等の位置

遺族年金制度

離別時の年金「分割」の問題

これらはいずれも、女性の就労が拡大し、「男は仕事・女は家庭」という家族生活のパターンが崩れるなかで浮び上がってきたものである。女性の就労形態、職場における労働諸条件の平等や家庭責任の分担などが過渡期にある今、年金・社会保障制度もまたその変化を映し出しており、それに対応して制度を見直すことは、避けて通ることのできない課題である。

### (2) 年金「分割」について

以上のうち、の「分割」問題は、「専業主婦」であった女性の離別後の生活権を守る課題である。高齢になって離別した妻にはわずかな基礎年金しかないというのは明らかに不合理であり、改善が必要である。だがここには特有の難しさがある。年金は「一身専属」といわれるように、「年金権」を守る立場からは分割も譲渡も認めないことが原則となっており、離別に際しての「分割」はこの原則に修正を加えることである。「年金権」の基本に関わるこうした制度の創設に向けて、民法を含む未開拓の理論的検討と諸外国の事例研究にただちに着手することが必要である。連合は、年金審議会のもとに検討の場を設け、早急に一定の結論を出すよう求めていく。

### (3) 遺族年金について

遺族年金を受給する場合の不合理を是正するため、前回改正では従来の二つの選択肢に加えて、さらに遺族年金と自分の老齢年金それぞれの半分を加えた額とする第三の選択肢を導入した。だがこれだけで遺族年金の問題が解決したとはいえない。自分の老齢年金額が配偶者のそれに比べて相当に低い場合はこの選択肢は意味がない。また、男子は 55 歳を越えなければ受給権が発生しないという男女差も残されたままである。これらの問題を解決するため、制度の存続を基本にいつその改革をはかることが必要である。

### (4) 「第三号被保険者」の改革

遺族年金制度が不十分ながら手直しされたのに対し、「第三号被保険者」の問題は制度発足以来手付かずのままできた。国民皆年金の観点からみれば、収入のない配偶者が自らの年金権を持ったことはひとつの前進であった。だが、実際には収入を得ながら「被扶養者」ととどまっている問題、家族の介護などに従事したり本人が病気など身体条件によって働けないなど、無収入で扶養される立場にありながら、「配偶者」でないばかりに保険料納付を強制される他の被扶養親族とのアンバランス、扶養する配偶者が退職すると「第三号」資格を喪失して自営業者並みの保険料を納めなければならないことなど、今の制度は多くの矛盾を抱えている。税方式による真の基礎年金制度ができればこれらの問題は解決する。だがそれに先立ってこの制度を見直すことは、次期改正の大きな課題のひとつになっている。

この課題については、次の原則から出発することが必要である。

社会保険の所得再分配機能を重視し、拡充する立場に立つ。

収入のない者に保険料納付を強制しない。

収入を完全に捕捉される被用者については、定額ではなく定率の保険料を課す。

以上を踏まえ連合は、次期改正で実現すべき当面の措置として次の改革を提案する。

被扶養者認定基準を、労働保険との整合性をはかる観点から、年収 90 万円（現行 130 万円）未満に改める。（被保険者資格の就労時間・日数基準は前出。）

「配偶者」という限定を廃し、18 歳以上の無収入の被扶養者を対象とする。

扶養者である第二号被保険者が退職して年金受給者となった後も、引き続きその者に扶養される場合は、「第三号」の資格が継続されることとする。

パートなど低収入労働者については、負担と給付両面について通常の被保険者と区別す

る考え方がある。しかし、社会保険の側で労働者にグループ分けを持ち込むことは適切ではない。

むしろパート労働などの低賃金の改善が重要である。その際、特に「時間賃率」の引き上げが重要な課題になる。上の改善案は、被保険者資格の時間要件を現在の4分の3から2分の1に改めることと併せてその方向を含意している。

賃金以外の事業収入などを得ている被扶養者は、当然その所得に応じて第一号被保険者として扱われるべきである。

現在「第三号」となっているパートタイム労働者や派遣労働者を雇用する企業にとっては、あらたな保険料負担が生ずる。だが、人を雇えばそれに応じて社会保険料を支払うことは、被保険者が保険料納付義務を負うのと同じく、雇用主として当然の社会的責任である。低賃金で解雇しやすくしかも社会保険料を負担せずに済むような雇用に大幅に依存する経営のあり方はそもそも公序良俗に反するばかりか、被用者年金制度の空洞化をもたらすものといわなければならない。

配偶者がこれまで「第三号」であった家計にとってもその年収が90万円を上回れば保険料負担が増える。これに対しては、制度全体の中で保険料引き上げを抑制することによって対応する(3-(4) - 「保険料の引き上げ抑制」参照)。

第三号被保険者が「配偶者」に限定されていることの不備はこれまで広く指摘されてきた。家族の介護その他で家庭に拘束されている人(多くは女性)の年金権を確保することは、公的介護保険などの整備によりそうしたケースを少なくしていくことと併せて、社会的公正の観点からぜひとも必要な措置である。この趣旨を活かされるような制度適用に一定の配慮が必要となる。前回改正で強制適用となった「学生」については、就職するまでの間、障害年金分相当の保険料にとどめることが適当である。

第三号被保険者は「第二号被保険者に扶養される者」となっており、夫が退職した後の妻などはその時点で第三号の資格を失う。これまた不合理というべきである。退職した夫に引き続き扶養されるケースについては、資格の継続をはかるのが順当である。

## 7 年金積立金とその適用

### (1)問題の所在

これまで厚生年金は、「段階保険料方式」によって保険料を前倒しで引き上げ、積立金の増しをはかってきた。その額は現在130兆円(年間支給額の6年分近く)と、諸外国(年間支給額の1年未満)に例を見ない巨額に達している。この積立金は将来とも取崩すことなく、その運用収益によって将来の年金保険料負担を抑制することが目的だとされている。資金運用部への預託制度が廃止され、厚生省はこの年金積立金の全面的な「自主運用」に

向けて準備を開始した。社会保障制度審議会・年金数理部会では、保険料引き上げをさらに前倒ししていっそうの積立金増額をはかるよう提言している。

賃金スライドの支給に対応するためには、名目賃金上昇率を上回る運用利率が確保される必要がある。だが、これまでの部分的な運用によってすでに1兆4000億円もの損失を生み出していることから、積立金が見込みどおりの収益を長期にわたって上げ続けられるという保証はない。

さらに政府は、行政改革の一環として政府系特殊法人のひとつである年金福祉事業団を解体し、労働者の住宅取得を支えてきた被保険者への還元融資事業から撤退することを閣議で決定した。

年金積立金の問題は、次期年金制度改正にこれまでにない課題を負わせている。

## (2)年金積立金の管理体制

自主運用に移行する積立金の運用には、新しい体制が必要とされる。民間運用機関、受託者責任、情報開示のあり方について法制上の整備をはかり、運用委員会、投資委員会への、拠出者である労使の代表参加を含む透明で民主的な運営体制を確保することが条件となる。またこの積立金の管理運営が（国民年金の徴収コストのように）不要なコストを産むことのないよう特に注意が必要である。

## (3)還元融資事業の継続

年金の住宅転貸融資は、公務員の加入する共済年金制度にはつとに整備されており、厚生年金についても制度化されてきた。これは住宅取得を求める多くの民間労働者にとって依然として資金調達の柱であり、特に返済期間が長期化している現在、これを民間金融機関で代替することはできない。高齢化の進展により、バリアフリーなど新しい需要も増えている。国内で働いている労働者を対象とするこの還元融資はまた、海外金融商品などよりもリスクが小さいため、積立金の安全運用の点でも意義をもっている。連合は、これまで年金福祉事業団を通じて行なわれてきた還元融資事業の継続を強く要求する。

## (4)「段階保険料率」の見直しと保険料引き上げの是正

巨額の積立金は、将来の負担を抑制する役割を果せる明確な保証がなければ、公的年金制度にとって存在理由がない。その運用収益が期待値を下回った時の不足分を保険料の追加引き上げで埋め合わせるなら目的に反する。年金積立金のあり方は、国の経済政策の必要によって決定されるべきものである。今や財政投融资制度が全面的に見直され、積立金の預託も廃止される。それは、年金積立金がこれまで国の経済にとって果してきた役割が終わったことを意味する。

そのような積立金を従来よりも積増すのは、逆行である。

積立金のために保険料を前倒しで必要以上に引き上げている今の「段階保険料率」方式

は見直すことが必要である。保険料の過度な引き上げを是正すれば、労働者は消費を、企業は投資を、それぞれ拡大することができる。それは現在から将来にかけてのわが国経済の成長を下支えする力となる。21世紀に向けて経済の確かな成長条件を整備することこそ将来の社会保障・公的年金の安定の基礎であり、年金制度がそれを妨げるような要因となってはならない。

高齢化が進む将来に対しては、さらに基礎年金を税方式へ転換するとともに、女性・高齢者の労働条件の改善によって自主的な就労を拡大し、受給者と被保険者の比率を改善して対応することができる。このような道をあらかじめ否定して、現在の延長で高く予測された将来保険料率をもって給付水準の引き下げや支給開始年齢の引き上げの選択を迫るのは、国民に対する脅迫というほかはない。こうした脅迫に屈することなく公的年金制度の安定した将来展望を切り開くことは、次期改正の大きな課題である。

## 8 企業年金の諸問題

### (1) 企業年金をめぐる内外の動き

公的年金の引き下げを合理化するため、企業年金の拡大が主張されている。だが、わが国の代表的な企業年金である厚生年金基金と税制適格年金をみても、それに加入できているのは民間労働者の半分にすぎない。全労働者の立場を代表する連合は、こうした企業年金の存在やその拡大をもって公的年金の縮小をはかる主張に与することはできない。

自民党や金融業界、あるいはその意を受けた学者などから、アメリカ型の企業年金制度の導入が強く主張されている。それらの多くは、働く者の老後保障よりも金融制度の利害に立った議論である。こうした動きは、世界銀行や国際通貨基金（IMF）によってOECDなど国際的な場にも持ち出されている。ILOや国際労働運動は、これに対して重大な警告を発している。

わが国では、バブル経済の崩壊を受けて一部の厚生年金基金が破綻し、関係労働者は予定した退職金さえ受け取れないという事態が生じた。国が推奨する制度のもとでこのような悲劇的な事態が起こることは、二度と繰り返されてはならない。

### (2) 企業年金制度に対する対応

企業年金は私的年金のひとつであり、直接には当該労使の自主的な設計と運用に依るべき「自己責任」原則の世界である。けれども特に厚生年金基金については、「代行」制度を通じてそれに加入していない労働者にも影響を及ぼす部分がある。以上を踏まえ、関連制度の面から基本方向を次のとおり提起する。

厚生年金基金と税制適格年金との均衡確保

厚生年金基金と税制適格年金は、同じく企業年金の代表格とされながら、制度面では均

衡を欠いている。税制適格年金から厚生年金基金へは解散を経ずに移行できるのにその逆移行は直接にはできない。また、税制適格年金には特別法人税が課せられている。こうした不均衡を解消することは、制度面での大きな課題である。

#### 「確定拠出」型

厚生年金基金と税制適格年金については、積立金運用、給付水準、解散ルールなどすでに基本的な条件が整備されたところであり、関係労使によってその制度維持に努力する。給付設計については、退職金から移行した部分については確定給付を維持する。退職金は労使交渉によって協定され、各人の属性に応じて1円の桁まで確定するものであり、それが受け取る時まで額が確定しないものとなるのは、労使協定の空洞化である。それに上積みされた加算部分については、関係労使の自主的な責任で確定拠出を含めた給付設計を行なうこととする。既裁定者の給付変更には極度の慎重さが必要であり、受給者の意志を最大限に尊重しなければならない。

#### 厚生年金基金の「免除保険料率」と「代行」問題

次期法改正に関わるものに、厚生年金基金の「免除保険料率」と「代行制度」の問題がある。

免除保険料率については、「財政の中立性」確保を理由として拡大(自由化)する方向がすでに提起されている。しかし、この「財政の中立性」とは、予定利率と実際の運用利回りとの差から生ずる利差益・利差損を、厚生年金基金と厚生年金本体とのあいだで調整しようとするものであり、現在の低金利状態では、厚生年金基金に関わりのない労使の拠出した保険料の一部を厚生年金基金の損失補填に充当することを意味する。このような措置の導入は、厚生年金制度全体の財政安定からしても、厚生年金基金に関わりのない多くの労使の立場からみても、とうてい受け入れられるものではない。私的年金の「自己責任」原則を貫くことがここでの基本である。

厚生年金基金特有の「代行」は、多くの問題を孕んでいる。最近の低金利状態のなかで、この代行部分が制度上の予定利率との乖離により利差損を生んでいることから、「代行返上」の動きがあり、また新規に発足する場合の「代行ゼロ」を求める声もある。こうした方向を連合は基本的に支持する。有利な時期には「代行」を活用して利差益を得ながら、不利になるとその返上を主張する恣意的な動きを規制することは、母体企業の労使交渉の課題である。

これと併せて、「代行返上」や解散の場合には、非継続基準にもとづく額の積立金を、厚生年金基金連合会にではなく厚生年金本体の財政に移すよう制度を改正することが、公的年金の基盤強化と効率化のためにぜひとも必要である。

#### 「勤労者財形制度」と企業年金

労働省は、勤労者財形制度を「企業年金」の補完物に改編する方向で検討を進めている。これは、年金民営化と「確定拠出型年金」の風潮に同調した動きである。だが、財形制度はあくまで財産形成という独自の目的をもって創られたものであり、これを「企業年金」

型に改編するのは制度の本旨に反するものといわなければならない。

### (3)「企業年金法」と支払保証制度

企業年金も労働条件の一環であり、何より重要なのはその受給権の確保である。現在厚生年金基金には支払保証制度があるが、任意加入でありその保証機能が不十分であることは、破綻した厚生年金基金の事例で証明された。税制適格年金には、支払保証の制度はない。一部で賞揚されているアメリカの企業年金が、強制加入の支払保証制度を伴っていることと対照的である。

厚生省・大蔵省・労働省のあいだで、「企業年金法」(仮称)が検討されている。連合が企業年金についての法的な整備を求めてきたのは、何より受給権の保護のためである。「企業年金法」は、少なくとも厚生年金基金と税制適格年金双方をカバーした、実効性ある支払保証制度を創出するものでなければならない。

### 参考資料

図表 1 公的年金加入者数(国民年金被保険者数)の推移(年度末現在)(単位:千人)

| 年度    | 加入者<br>総数 | 第1号<br>被保険<br>者 | 第3号<br>被保険<br>者 | 第2号被保険者 |            |       | 総人口     | 加入者<br>総数/<br>総人口<br>(%) |
|-------|-----------|-----------------|-----------------|---------|------------|-------|---------|--------------------------|
|       |           |                 |                 | 厚生年金保険  | 共済組<br>合   |       |         |                          |
|       |           |                 |                 |         | 船員<br>(再掲) |       |         |                          |
| 昭和 61 | 63,317    | 19,514          | 10,929          | 26,994  | 156        | 5,880 | 121,910 | 51.9                     |
| 62    | 64,105    | 19,292          | 11,299          | 27,676  | 146        | 5,840 | 122,460 | 52.3                     |
| 63    | 64,929    | 18,727          | 11,615          | 28,769  | 138        | 5,817 | 122,970 | 52.8                     |
| 平成元   | 65,678    | 18,155          | 11,788          | 29,921  | 131        | 5,814 | 123,394 | 53.2                     |
| 2     | 66,313    | 17,579          | 11,956          | 30,997  | 126        | 5,781 | 123,841 | 53.6                     |
| 3     | 68,352    | 18,536          | 12,050          | 31,959  | 120        | 5,807 | 124,173 | 55.0                     |
| 4     | 68,941    | 18,508          | 12,112          | 32,493  | 115        | 5,828 | 124,533 | 55.4                     |
| 5     | 69,276    | 18,614          | 12,163          | 32,651  | 109        | 5,848 | 124,815 | 55.5                     |
| 6     | 69,548    | 18,761          | 12,195          | 32,740  | 104        | 5,852 | 125,102 | 55.6                     |
| 7     | 69,952    | 19,104          | 12,201          | 32,808  | 99         | 5,839 | 125,635 | 55.7                     |
| 8     | 70,195    | 19,356          | 12,015          | 32,999  | 94         | 5,825 | 125,950 | 55.7                     |

注 1.総人口は翌年度4月1日現在の推計人口(総務庁統計局)である。

2.第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

出所;社会保険庁事業年報(平成8年度版)

図表2 公的年金受給者数の推移(年度末現在)(単位:千人)

| 年度    | 総数     |        | 国民年金   |       |       | 厚生年金<br>保険  | 共済<br>組合 | 福祉<br>年金 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------------|----------|----------|
|       |        |        | 旧法拋出制  | 基礎年金  |       |             |          |          |
| 昭和 61 | 21,652 | 21,652 | 9,725  | 8,885 | 841   | 7,729(141)  | 2,511    | 1,686    |
| 62    | 22,523 | 22,484 | 10,077 | 8,959 | 1,118 | 8,306(141)  | 2,652    | 1,488    |
| 63    | 23,329 | 23,271 | 10,380 | 9,006 | 1,374 | 8,886(139)  | 2,766    | 1,298    |
| 平成元   | 24,185 | 24,106 | 10,700 | 9,049 | 1,651 | 9,474(137)  | 2,885    | 1,126    |
| 2     | 25,001 | 24,909 | 11,001 | 9,096 | 1,905 | 10,023(135) | 3,014    | 964      |
| 3     | 26,149 | 25,621 | 11,652 | 8,923 | 2,729 | 10,558(131) | 3,123    | 816      |
| 4     | 27,504 | 26,446 | 12,371 | 8,671 | 3,700 | 11,223(128) | 3,227    | 683      |
| 5     | 28,981 | 27,336 | 13,166 | 8,415 | 4,751 | 11,911(124) | 3,324    | 580      |
| 6     | 30,417 | 28,182 | 13,913 | 8,137 | 5,776 | 12,601(120) | 3,421    | 482      |
| 7     | 32,363 | 29,479 | 14,751 | 7,853 | 6,898 | 13,621(115) | 3,591    | 400      |
| 8     | 33,940 | 30,351 | 15,611 | 7,543 | 8,067 | 14,324(111) | 3,676    | 329      |

注 1.船員保険(新法職務上)は含まない。 2.共済組合の昭和62年度以前は公務上・職務上を含む。  
 3.( )内は、船員分(再掲)である。  
 4. 内は、厚生年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数である。  
 出所；社会保険庁事業年報(平成8年度版)

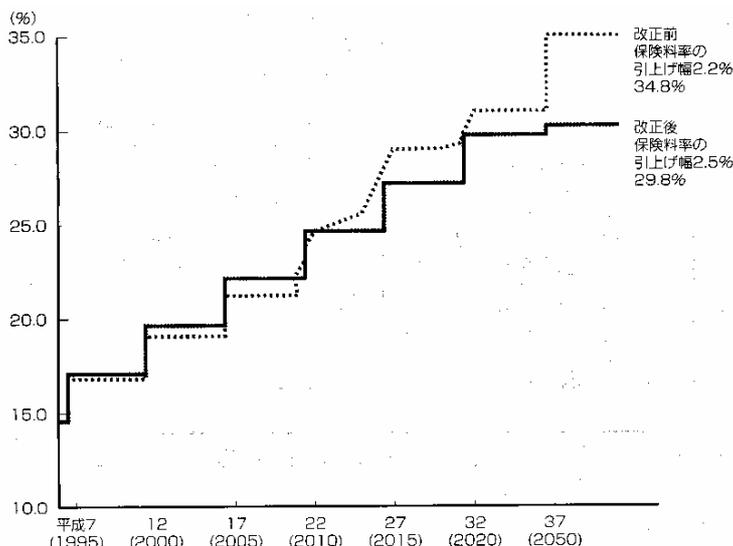
図表3 公的年金受給者1人当たり平均年金月額(平成八年度末現在)(単位:円)

|          | 老齢給付    |        | 障害年金    | 遺族給付    |        |
|----------|---------|--------|---------|---------|--------|
|          | 老齢年金    | 通算老齢年金 |         | 遺族年金    | 通算遺族年金 |
| 厚生年金保険計  | 170,825 | 48,181 | 102,413 | 87,214  | 21,514 |
| 基金代行分除く  | 163,966 | 47,514 | 102,413 | 87,214  | 21,514 |
| 旧法       | 160,759 | 34,877 | 101,081 | 84,343  | 21,521 |
| 基金代行分除く  | 157,680 | 34,260 | 101,081 | 84,343  | 21,521 |
| 新法       | 176,994 | 58,672 | 102,095 | 88,360  | ・      |
| 基礎分(再掲)  | 28,937  | 33,563 | 41,025  | 3,786   | ・      |
| 基金代行分除く  | 167,376 | 57,961 | 102,095 | 88,360  | ・      |
| 船員保険(旧法) | 228,416 | 33,188 | 165,705 | 120,578 | 21,104 |
| 国民年金計    | 45,928  | 17,291 | 75,548  | 80,296  | ・      |
| 旧法拋出制    | 37,834  | 17,291 | 74,178  | 51,743  | ・      |
| 新法基礎年金   | 52,103  | ・      | 75,793  | 90,535  | ・      |
| 基礎のみ(再掲) | 46,200  | ・      | 75,941  | 89,599  | ・      |
| 福祉年金     | 33,533  | ・      | ・       | ・       | ・      |
| 船員保険(新法) | ・       | ・      | 175,237 | 168,035 | ・      |

|      |         |        |         |         |        |
|------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 共済組合 | 219,025 | 65,048 | 136,690 | 113,335 | 25,443 |
|------|---------|--------|---------|---------|--------|

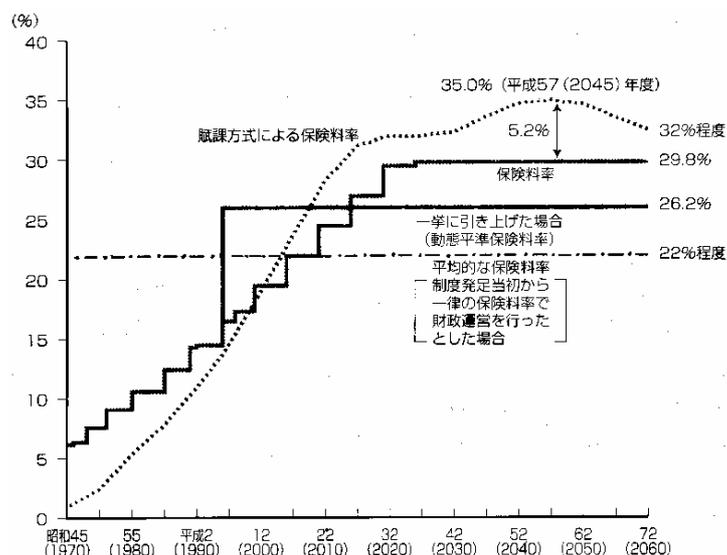
- 注 1.平均年金月額には一部支給停止額を含む。  
 2.基礎分(再掲)は併給する基礎年金部分(同一の年金種別)の平均年金月額である。  
 3.基礎のみ(再掲)は厚生年金保険の受給権(同一の年金種別)を持たない者の平均年金月額である。  
 4.共済組合の障害年金、遺族年金及び通算遺族年金については、併給している基礎年金額を含まない。  
 出所;社会保険庁事業年報(平成 8 年度版)

図表 4 厚生年金保険料率の将来見通し



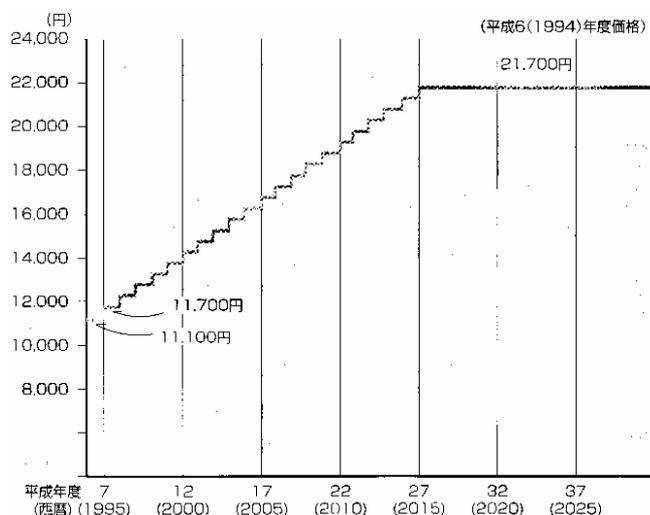
出所;厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版より抜粋

図表 5 厚生年金の保険料率、賦課方式による保険料率と平準保険料率の比較



(注)標準報酬上昇率 4.0%、消費者物価上昇率 2.0%、運用利回り 5.5%としています。  
 資料;いずれも厚生省「厚生年金・国民年金平成 6 年財政再計算結果」  
 出所;厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版より抜粋

図表6 国民年金保険料の将来見通し



資料:厚生省「厚生年金・国民年金平成6年財政再計算結果」  
出所:厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版より抜粋

図表7 厚生年金の財政見通し

| 年度<br>(平成) | 保険<br>料率<br>(%) | 収入合計 (億円)     |              | 支出合計<br>(億円) | 収支差引<br>残(億円) | 年度末積<br>立金<br>(億円) | 積立<br>度合 | 6年度価<br>格積立金<br>(億円) |
|------------|-----------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------------|----------|----------------------|
|            |                 | 保険料収<br>入(億円) | 運用収入<br>(億円) |              |               |                    |          |                      |
| 7(1995)    | 16.5            | 305,730       | 68,415       | 218,507      | 87,222        | 1,321,852          | 5.7      | 1,302,318            |
| 12(2000)   | 19.5            | 440,790       | 94,088       | 339,575      | 101,214       | 1,808,391          | 5.0      | 1,490,494            |
| 22(2010)   | 24.5            | 762,902       | 139,180      | 705,013      | 57,889        | 2,628,529          | 3.7      | 1,492,214            |
| 32(2020)   | 29.5            | 1,209,344     | 173,101      | 1,112,234    | 97,109        | 3,281,889          | 2.9      | 1,285,707            |
| 37(2025)   | 29.8            | 1,463,374     | 210,207      | 1,331,943    | 131,431       | 3,992,241          | 2.9      | 1,299,449            |
| 42(2030)   | 29.8            | 1,750,258     | 259,755      | 1,597,672    | 152,586       | 4,928,281          | 3.0      | 1,320,423            |
| 52(2040)   | 29.8            | 2,400,327     | 352,700      | 2,333,832    | 66,496        | 6,620,408          | 2.8      | 1,198,310            |
| 62(2050)   | 29.8            | 3,284,237     | 412,483      | 3,266,868    | 17,369        | 7,711,964          | 2.4      | 943,010              |
| 72(2060)   | 29.8            | 4,675,103     | 520,341      | 4,465,431    | 209,672       | 9,823,679          | 2.2      | 811,507              |

注 1.保険料率は、5年ごとに25%ずつ引き上げるものとしています。  
2.標準報酬上昇率4.0%、消費者物価上昇率20%、運用利回り5.5%、年金改定率は可処分所得の上昇率としています。  
3.積立度合は、当該年度の支出合計に対する前年度末積立金の倍率です。  
資料:厚生省「厚生年金・国民年金平成6年財政再計算結果」  
なお、上記の他に厚生年金基金の平成7年度末の資産保有状況は41.8兆円、うち代行相当部分は22.0兆円である。  
出所:厚生省年金局監修「年金白書」(平成9年度版)より抜粋

図表 8 積立方式と賦課方式の比較（主に報酬比例年金について行われている議論）

|           | 積立方式  | 賦課方式   |
|-----------|---|--|
| 考え方       | 将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式  | 年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者からの保険料でまかなう方式  |
| 保険料率      | 保険料率は基本的に積立金の運用益により決まるため、金利変動の影響を受けやすい（人口構成の変動の影響は受けにくい）<br><br>(賃金上昇率+人口成長率) < 利子率の場合、賦課方式に比べ、保険料率が低くてすむ               | 保険料率は基本的に年金受給者と現役加入者の比率により決まるため、人口構成の変動の影響を受けやすい(金利変動の影響は受けにくい)<br><br>(賃金上昇率+人口成長率) > 利子率の場合、積立方式に比べ、保険料率が低くてすむ |
| 経済変動への対応  | 想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、現役加入者に保険料の追加負担を求めない限り、実質的に価値のある年金の支給は困難   | 想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、その時点での現役加入者の保険料の負担により実質的に価値のある年金を支給  |
| 制度発足時の対応等 | 制度発足時の高齢・引退世代に相当水準の給付を行うためには、制度発足時の世代がその分の保険料を負担することが必要<br><br>現役世代は制度発足時から自分の将来の給付のために相当水準の保険料が必要となるが、最終保険料は賦課方式より低くなる | 制度発足時の高齢・引退世代に高額な保険料負担を求めず、その時点での現役世代の保険料負担によって相当水準の年金を給付<br><br>現役世代は制度発足時に低い保険料負担ですむが、最終保険料は積立方式より高くなる         |

出所:厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版)より抜粋

図表 9 社会保険方式と税方式の比較（主に基礎年金について行われている議論）

|     | 社会保険方式  | 税方式  |
|-----|---|--|
| 仕組み | 一定期間にわたり保険料を拠出し、これに応じて年金を給付   | 個々人の拠出を必要とせず、国内在住年数等の要件該当をもって年金を給付   |
| 特徴  | 拠出した程度に応じて給付額が決まることから、拠出と給付の関係が明確であり、保険料拠出について加入者の合意を得やすい<br><br>保険料拠出が十分でない場合、無年金や低年金になることがある<br><br>低所得者の場合、保険料負担が困難になる場合もある(保険料の免除方式で対 | 拠出にかかわらず、一律に給付を行うことから、給付の必要性を重視 給付の必要 1 生を重視し、所得・資産による給付制限を行う場合もある<br><br>保険料拠出が必要ないため、低所得者にも必要な給付が可能<br><br>巨額の税財源が必要。また、用途面での他の政策との競合や景気変動に伴う税収の変動など、長期的な財源としては社会保険方式に比べ安定性を欠く |

|  |                        |  |
|--|------------------------|--|
|  | 応)<br>長期的収支計算に基づいて財政運営 |  |
|--|------------------------|--|

出所;厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版)より抜粋

図表 10 総報酬制導入に伴う負担と給付の在り方

総報酬制導入の必要性=負担の不公平是正

- 1.月給のみが賦課の基礎となっていることによる負担の不公平の是正
- 2.ボーナス支給の定着・給与支払形態の多様化(年俸制等)への対応

負担の在り方

【現行】標準報酬月額×17.35%+ボーナス×1%(労使折半) (上限59万円)

【変更】(月給+ボーナス)に対して保険料率を設定

(上限設定の必要性・設定する場合の具体的な在り方について検討する)

給付の在り方

【現行】報酬比例部分の給付設計

平均標準報酬月額×可処分所得スライド率×給付乗率×被保険者期間

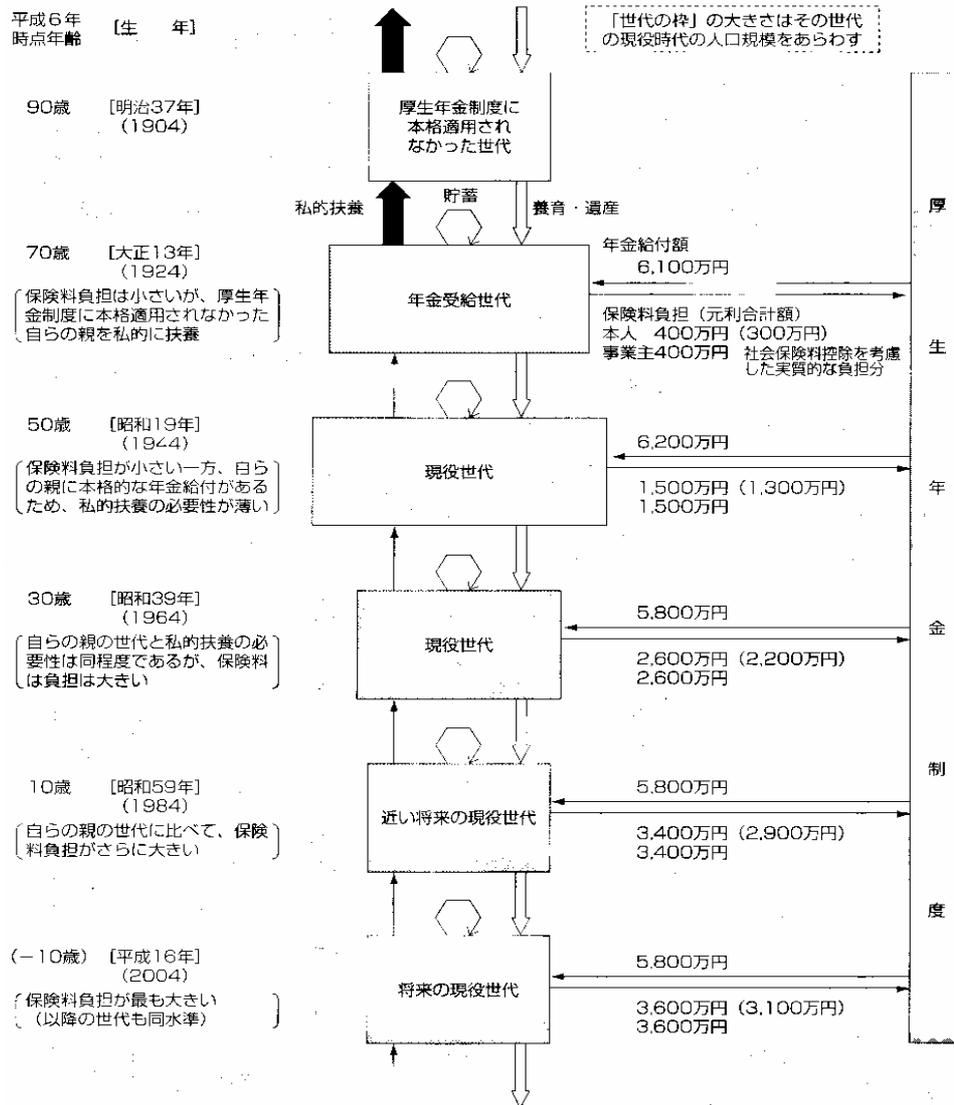
340,000円(上限あり)×0.99×7.5/1000(一律乗率)×40年(=100,983円)

【変更の考え方】

1. ボーナスを保険料賦課の基礎とする以上、月給にボーナスを加えたものを給付算定の基礎とする必要があるのではないか。
2. 月給にボーナスを加えたものを給付算定の基礎としつつ、現行の給付乗率(7.5/1000)をそのまま使うと給付額が大きくなるので、給付乗率を下げる必要があるのではないか。
3. 月給の額が高いほどボーナスの支給割合も大きい傾向があることから、一律の乗率とした場合、高額な月給の場合は給付算定の基礎にボーナスを加えることで、より高額な年金額となる。このため、月給とボーナスの総額が大きくなるほど乗率を逡減することが必要ではないか。

出所;厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版)より抜粋

図表 11 厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係（概念図）



- (注) 1. 平成 6(1994)年財政再計算結果に基づき、最終的な保険料率は 29.8%、本人の老齢年金受給期間は平均的に 81.4 歳までとしています。
2. 年金給付額と保険料負担については、「夫と妻(専業主婦で夫より 3 歳年下)」の場合を想定しており、20 歳から 59 歳まで(70 歳の人についてはその 8 割の期間のみ加入)の平均標準報酬月額 は 340,000 円としています。
3. 額はすべて 1 人当たり(平成 6(1994)年度価格)を示しています。
4. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分(国庫負担分)があります。
- 出所:厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版)より抜粋

図表 12 厚生年金の給付水準の推移

| 改正年             | 政策目標                         | 平均年金月額(A)   | 直近の現役男子標準報酬月額平均(B)               | (A)/(B) |
|-----------------|------------------------------|---|----------------------------------|---------|
| 昭和 40<br>(1965) | 1万円年金の実現                     | 月額 10,000 円(250 円 x20 年)+(25,000 円 x 10/1000 x 20 年)+400 円(制度的な加入期間 20 年 標準報酬月額の平均 25,000 円)                      | 27,725 円<br>(昭和 40(1965)年 3 月末)  | 36%     |
| 昭和 44<br>(1969) | 2万円年金の実現                     | 月額 19,997 円(400 円+24.333 年)+(38,096 円 x 10/1000 x 24.333 年)+11000 円(平均加入年数 24 年 4 月標準報酬月額の平均 38,096 円)            | 44,851 円<br>(昭和 44(1969)年 3 月末)  | 45%     |
| 昭和 48<br>(1973) | 直近男子の平均賃金の 60% を目途 5 万円年金の実現 | 月額 52,242 円 ( 1,000 円 x 27 年 ) + ( 84,600 円 x 10/1000 x 27 年 ) + 21400 円(平均加入年数 27 年標準報酬月額の平均 84,600 円)           | 84,801 円<br>(昭和 48(1973)年 3 月末)  | 62%     |
| 昭和 51<br>(1976) | 直近男子の平均賃金の 60% を目途           | 月額 90,392 円(1,650 円 x 28 年)+(136,400 円 x 10/1000 x 28 年)+6,000 円 ( 平均加入年数 28 年標準報酬月額の平均 136,400 円)                | 141,376 円<br>(昭和 51(1976)年 3 月末) | 64%     |
| 昭和 55<br>(1980) | 直近男子の平均賃金の 60% を目途           | 月額 136,050 円(2,050 円 x 30 年)+(198,500 円 x 10/1000 x 30 年)+15,000 円(平均加入年数 30 年標準報酬月額の平均 198,500 円)                | 201,333 円<br>(昭和 55(1980)年 3 月末) | 68%     |
| 昭和 60<br>(1985) | 直近男子の平均賃金の 60% を目途           | 月額 173,100 円(2,400 円 x 32 年)+(2541000 円 x 10/1000 x 32 年)+15,000 円(平均加入年数 32 年標準報酬月額の平均 254,000 円)                | 254,000 円                        | 68%     |
|                 |                              | 《成熟時》月額 176,200 円(50,000 円+501000 円)+(2541000 円 x 7.5/1000 x 40 年)(平均加入年数 40 年標準報酬月額の平均 254,000 円)                | (推計値)                            | 69%     |
| 平成元<br>(1989)   | 前回改正の水準の維持                   | 月額 195,492 円(1,388 円 x 1.707 x 35 年)+(288,000 円 x 9.58/1000 x 35 年)+16,000 円(平均加入年数 35 年標準報酬月額の平均 288,000 円)      | 288,000 円                        | 68%     |
|                 |                              | 《成熟時》月額 197,400 円(55,500 円+55,500 円)+(288,000 円 x 7.5/1000 x 40 年)(加入年数 40 年標準報酬月額の平均 288,000 円)                  | (推計値)                            | 69%     |
| 平成 6<br>(1994)  | 可処分所得スライドの導入                 | 月額 220,092 円(1,625 円 x 1.458 x 37 年)+(336,600 円 x 8.91/1000 x 37 年)+18,700 円+2758 円(加入年数 37 年標準報酬月額の平均 340,000 円) | 340,000 円                        | 65%     |
|                 |                              | 《成熟時》月額 230,983 円(65,000 円+65,000 円)+(336,600 円 x 7.5/1000 x 40 年)(加入年数 40 年標準報酬月額の平均 340,000 円)                  | (推計値)                            | 68%     |

\*昭和 48(1973)年の改正から物価スライド・標準報酬の再評価(賃金スライド)が導入されました。

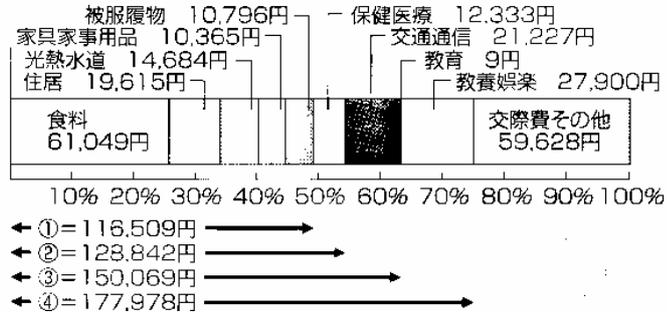
\*昭和 60(1985)年度の平均年金額の月額、昭和 59(1984)年度の価格です。

\*平成 6(1994)年度の平均年金額の計算式中の 336,600 円は、現役男子の標準報酬月額の平均に昭和 63(1988)年度から平成 5(1993)年度までの勤労者の可処分所得割合の変化率を乗じたもの(340,000 円 x 0.99)です。

出所:厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版)より抜粋

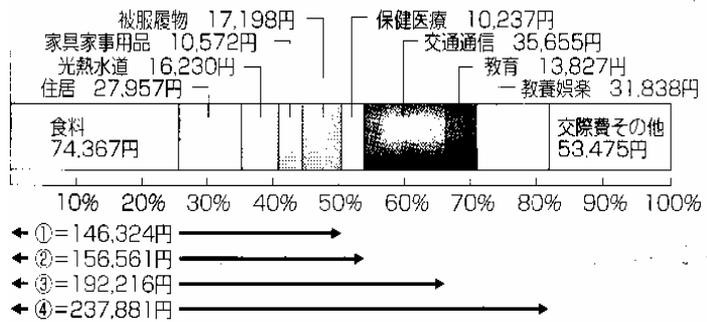
図表 13 高齢者世帯と現役世帯の収入、貯蓄、消費支出等の状況  
 高齢者世帯の収入、消費支出等の状況

|          |           |
|----------|-----------|
| 年間収入     | 3,822 千円  |
| 消費支出(月額) | 237,604 円 |
| 貯蓄現在高    | 20,987 千円 |
| 負債現在高    | 67,5 千円   |



現役世帯の収入、消費支出等の状況

|           |           |
|-----------|-----------|
| 年間収入      | 5,976 千円  |
| 可処分所得(月額) | 344,613 円 |
| 消費支出(月額)  | 291,356 円 |
| 貯蓄現在高     | 61,436 千円 |
| 負債現在高     | 51,096 千円 |



- =食料、住居、被服等
- = +保健医療
- = +交通通信
- = +教育+教養娯楽

(注) 1.可処分所得とは収入から直接税、社会保険料などを引いたものです。  
 2.高齢者世帯:夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の有業者なしの夫婦のみの世帯  
 現役世帯:夫婦と未婚の子ども(1.9 人)のみの世帯で世帯主のみが有業者の勤労者の世帯  
 (世帯主の年齢階級 30 ~ 39 歳)

資料:総務庁「平成 6 年全国消費実態調査」  
 出所:厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版より抜粋

図表 14 第 3 号被保険者の基礎年金負担をめぐる主な議論

第 3 号被保険者は負担しないでよいとする立場

・負担の公平

所得のある者が所得額に応じて負担するのが社会保障制度の原則

・就労選択への影響

就労選択への影響は、税制や育児・介護等の必要性の方が大きい。第 3 号被保険者制度は、育児・介護等で就労を中断しがちな女性の年金額を高める機能を持つ。

・専業主婦からの保険料徴収

自己納付は、未納者を生み、無年金者の発生につながる。

雇用関係のない妻の保険料徴収事務を夫の事業主に課せられない。

第 1 号被保険者と同様の定額保険料は逆進的になる。

第 3 号被保険者も負担すべきとする立場

・負担の公平

基礎年金費用は、各個人が負担すべき。専業主婦は余暇時間分生活水準が高い。

・就労選択への影響

現行制度は、女性の就労に中立的でない。就労に抑制的に働く。

・専業主婦からの保険料徴収

第 1 号被保険者と同様の自己納付か、夫の事業主経由で夫の給与から源泉徴収する。

出所：厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版）より抜粋

図表 15 第 3 号被保険者の基礎年金の給付と負担の現状

|        | 第 3 号被保険者<br>=片働き世帯の配偶者 | 第 2 号被保険者<br>=共働き者/独身者/片働<br>き世帯の世帯主 | 第 1 号被保険者<br>=自営業者/学生/無業者    |
|--------|-------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 給<br>付 | 基礎年金                    | 基礎年金+厚生年金                            | 所得比例負担                       |
| 負<br>担 | 所得なし<br>負担ゼロ 共同負担       | 基礎年金                                 | 定額負担<br>世帯でみて低所得世帯<br>の人には免除 |

妻の就労形態別の給付

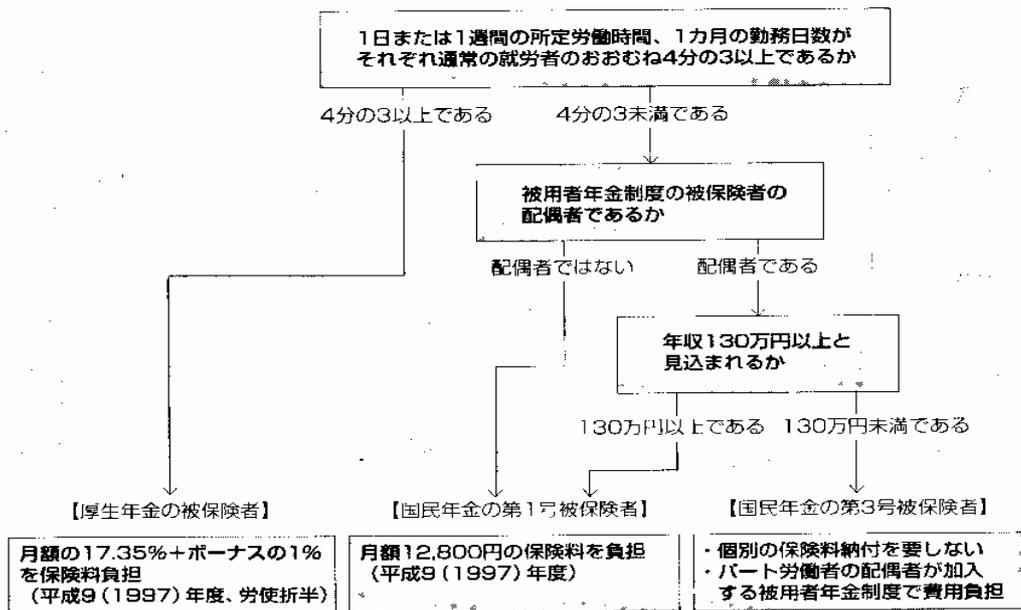
共働き:夫(基礎年金+厚生年金)+妻(基礎年金+厚生年金)

\*厚生年金は片働きを前提に設計しているため、夫婦 2 人分の標準的な年金額以上を受給

片働き:夫(基礎年金+厚生年金)+妻(基礎年金)

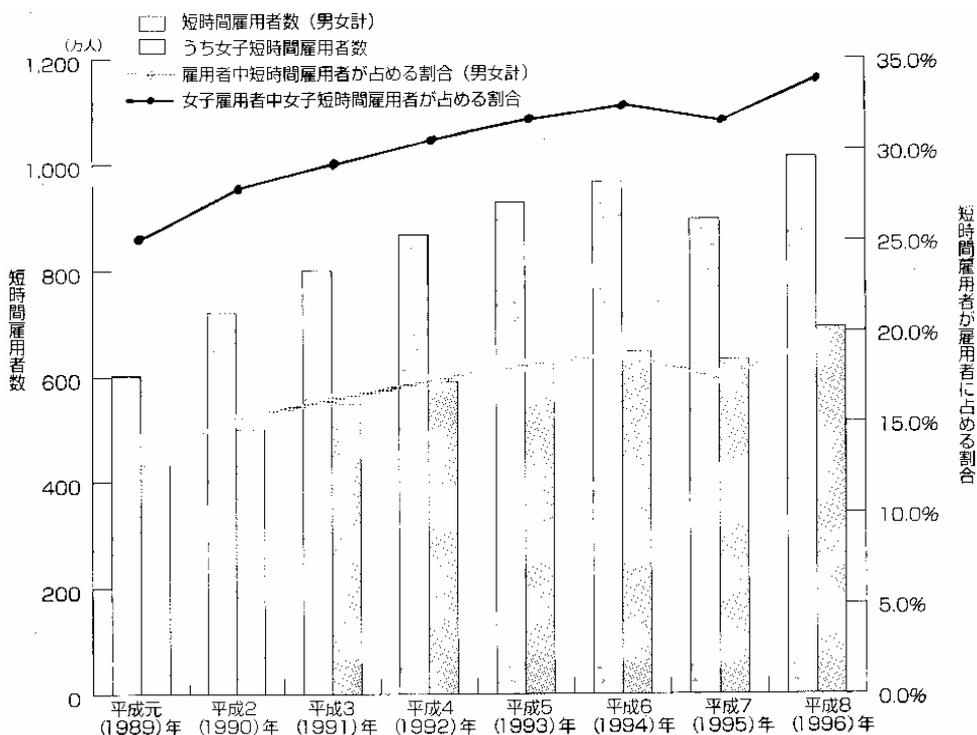
出所：厚生省年金局監修「年金白書」平成 9 年度版）より抜粋

図表 16 パートタイム労働者の厚生年金・国民年金の適用について



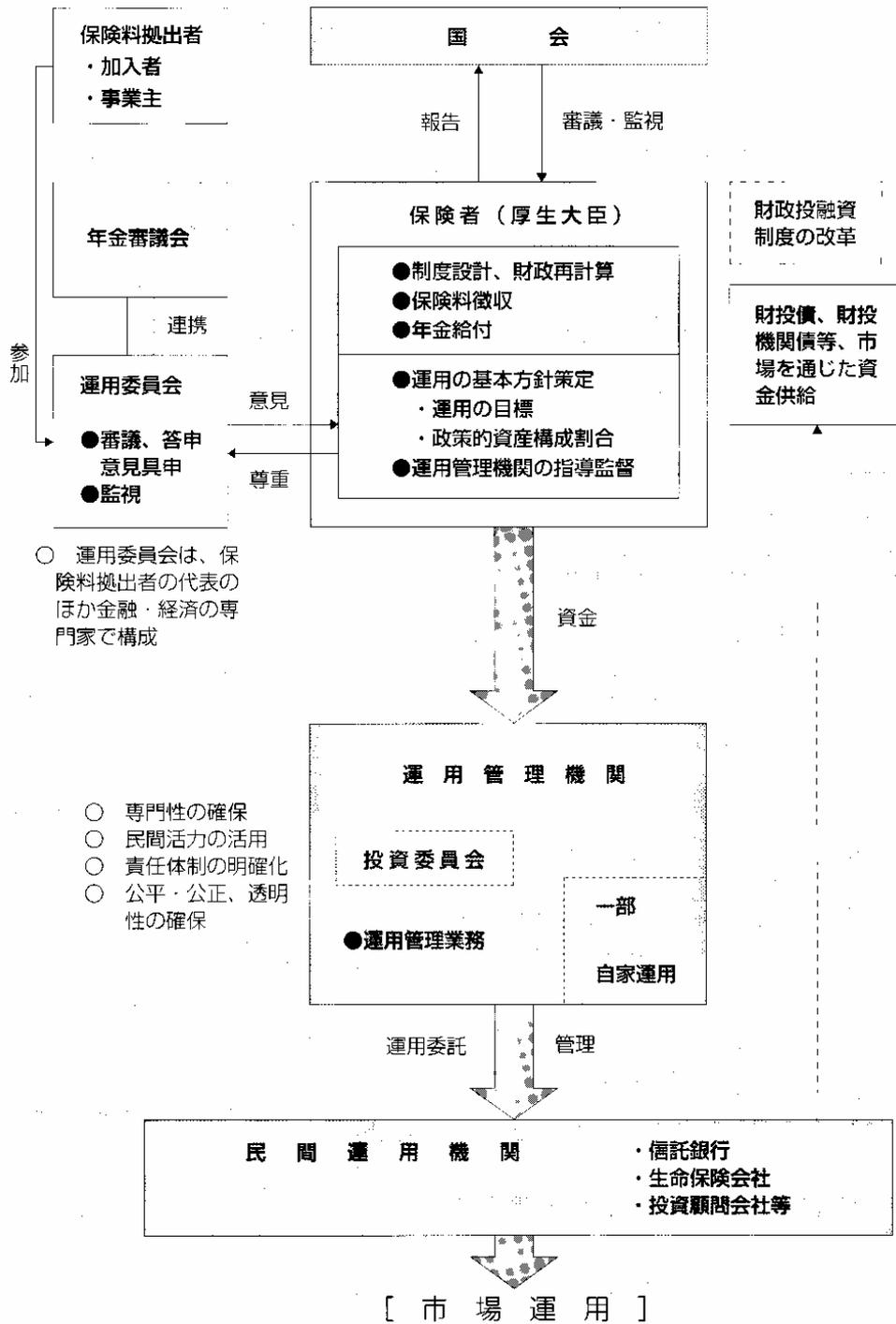
(注) 原則的な取扱いを示したものです。  
出所；厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版より抜粋

図表 17 短時間雇用者数の推移（非農林業）について



(注) 「短時間雇用者」：1週間の就業時間が35時間未満の雇用者  
資料：総務庁「労働力調査年報」  
出所；厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版より抜粋

図表 18 年金積立金運用の新たな仕組み（年金自主運用検討会報告書試案）



出所；厚生省年金局監修「年金白書」平成9年度版)より抜粋